

第5章 市民協働・行財政運営

第1節 市民協働

〔現状と課題〕

地方分権が進むなか、地方自治体は自らの責任において、地域の個性を生かした自主的な行政運営が可能となっています。本市では、2015(平成27)年に釧路市まちづくり基本条例が施行され、市民が主体のまちづくりを実現するための基本的なルールができました。この条例のもとで、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら協力し合う「協働」を進めることが重要です。

そのため、行政が市民に情報を知らせるだけでなく、市民との情報交換などを通じて課題を把握し、共通の意識を持つための情報共有が必要であることに加え、行政が市民にとって親しみやすい開かれた市政を実現し、市民はまちづくりに参加していくことが必要です。

また、本市では、町内会等の地縁団体をはじめとした様々な団体などにより、市民活動が活発に取り組み、まちづくりにとって重要な役割を果たしています。市民活動の範囲は、福祉や防災だけでなく、国際交流、環境保全、自然保護、社会教育などと幅広く、組織形態も個人からNPO法人等の組織的なものまで多岐にわたっています。

こうした市民活動の促進と市民や団体間の交流を図る拠点として、本市では、釧路市民活動センター「わっと」を設置し支援を行っています。今後も、あらゆる機会を捉えて、市民活動への参加意識の高揚を図るとともに、活動に関する情報収集・提供の充実、団体相互の交流・協力体制の確立などにより市民活動を促進していくことが重要です。

〔施策の体系〕

(節)

1 市民協働

(細節)

(1) 情報共有の充実

(2) 市民参加の推進

(3) 市民活動の促進

〔施策展開〕

(1) 情報共有の充実

市民と行政が地域の課題について共に考え解決するため、互いの情報や考えを交換する機会を設けたり、様々な媒体を活用し、まちづくりに関する情報の提供、意見の把握に努めます。

また、公正で開かれた市政を実現するため、個人情報の保護に留意しながら、市民が知りたい情報の適正な提供に努めます。

(2) 市民参加の推進

これまで進めてきた「市民と行政が協働するまちづくり」の考え方をさらに深めて、「市民が主体のまちづくり」を実現するため、市民が参加しやすい環境づくりや協働意識の向上に努め、政策形成や事業実施など様々な場面において市民参加の推進を図ります。

(3) 市民活動の促進

市民活動センターを通じて、様々な活動支援に取り組むなど、市民と行政が連携しながら、

市民活動への自主的な参加を進めるとともに、住民や団体による主体的な地域づくり活動の定着、創出を図ります。

〔関連する個別計画〕

- 市民と協働するまちづくり推進指針 2008(平成20)年度

第2節 行財政運営

〔現状と課題〕

これまで、本市では、限られた経営資源を有効に活用しながら、効率的で効果的な行政運営の推進を図るため、事務事業や職員定数の見直しに取り組んできました。

今般、人口減少や少子高齢化の進行によって財政状況は厳しさを増しており、減少傾向にある歳入規模に応じた歳出規模を目指すため、市民ニーズを把握、分析しつつ行政サービスのあり方を検討する必要があります。

このため、課税・収納事務の適正な執行はもとより、未収金対策の推進、税外収入の確保などにより自主財源の比率を高めて財政構造の改革を図り、収支の均衡を念頭に、長期的な視野で堅実な財政運営を推進していかなければなりません。

また、地方分権が進み、ますます多様化、高度化する行政需要への対応が求められています。本市では、窓口サービスの質的な向上などの仕事の「見える化」を進めるとともに、市長のトップマネジメント機能強化のための取り組みや、地域の行政課題解決に取り組む職員を育成するための研修制度の充実などを行ってきました。

今後においても、こうした取り組みをさらに深め、民間活力の導入など、限られた経営資源を最大限に活用できる体制を構築するための行財政改革を進めつつ、適切な行財政運営を進める必要があります。

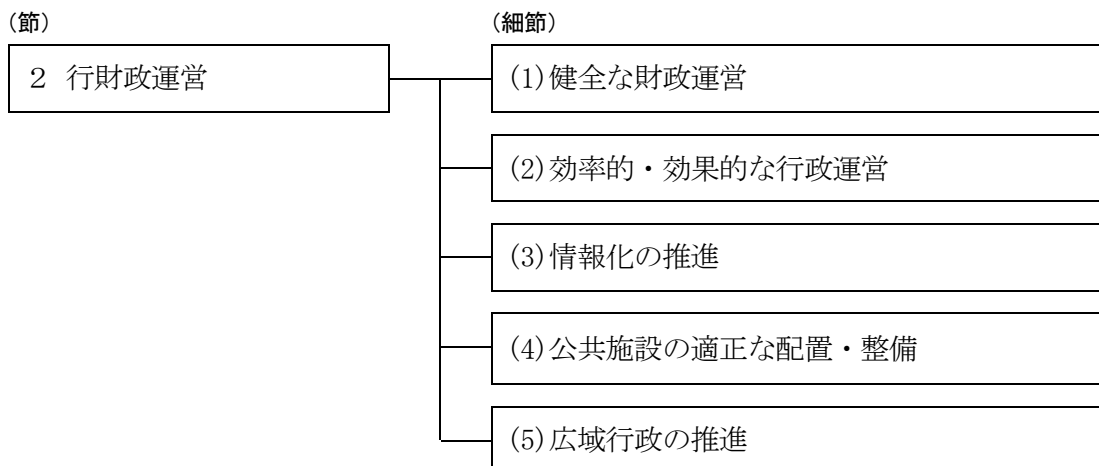
公共施設については、人口1人当たりの床面積が全国平均や道内の同規模自治体を大きく上回っており、大量の公共施設の保有が大きな市民負担となっています。また、築30年以上の建物が50%以上を占めるなど、多くの施設において老朽化が進んでいます。

今後、公共施設の大量更新が必要となることを踏まえ、人口減少や人口構成の変化等に即した総合的・戦略的な対応が課題となっています。

広域的な行政運営については、経済活動や住民の生活圏の広域化などにより、近隣自治体との協力がまちづくりに不可欠となっていることから、これまで、公立大学事務組合や釧路広域連合などを通じ、管内自治体との共同事業の実施に取り組んできました。

環境、観光、防災、教育などの様々な分野において、広域的な取り組みが必要となっており、今後も、地域が一体となって様々な課題に対応するとともに、地域の可能性を引き出すために一層の連携に努めていく必要があります。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 健全な財政運営

財政の健全化を図るため、人件費や内部管理経費などの徹底した見直しや、市税等の収納率向上、さらには広告事業の取り組みの拡大やふるさと納税の有効活用などにより、自主財源の安定的な確保に努めます。また、市民ニーズを的確に把握した施策の重点化や効果的な予算配分により、収入に見合った効率的な財政運営を進めます。

(2) 効率的・効果的な行政運営

「最少の経費で最大の効果」を挙げるべく、効率的な組織体制の構築を図るため、既存の事務事業や新たな行政需要に対し、従来の概念にとらわれることなく、柔軟な発想で見直しを行うものとして、民間へのアウトソーシングや指定管理者制度の導入など、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、簡素で活力ある組織の確立、定員の適正化に努めます。また、行政評価の実施などにより適切な行政運営を進めます。

(3) 情報化の推進

行政サービスの向上や事務の効率化を図るため、情報技術の進歩や市民ニーズの多様化に対応した、効率的かつ安定的な業務システムを構築し、万全な情報セキュリティ対策を講じます。

また、すべての市民が、公平に情報や行政サービスを利用することができるよう、様々な分野で生じている情報格差の解消を図ります。

(4) 公共施設の適正な配置・整備

人口減少や人口構成の変化等に対応し、公共施設等の維持更新コストの縮減や平準化を図るため、施設の長寿命化や維持管理コストの縮減を図るとともに、集約化・多機能化の推進や新規整備の抑制等により総量の圧縮に努めるなど、公共施設等の適正な配置・整備を進めます。

(5) 広域行政の推進

地域社会の様々な課題を解決し持続可能な生活圏を維持していくため、生活圏を共有する自治体はその独自性を互いに尊重し、役割分担しながら、生活機能等の確保や圏域の活性化に向けて連携・協力する体制の充実に努めます。

ひがし北海道の自治体との連携強化を進め、広域観光の振興や広域幹線道路ネットワークの整備促進など、地域が一体となった発展基盤の形成に努めます。

道内・国内各都市との連携により、北海道全体の発展に向けた取り組みを進めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市行政改革大綱 2006(平成18)年度
- 釧路市財政健全化推進プラン 2011(平成23)年度
- 釧路市定員適正化計画 2016(平成28)年度
- 釧路市高度情報化計画 2006(平成18)年度
- 釧路市公共施設等総合管理計画 2015(平成27)年度
- 釧路市公共施設等適正化計画 2014(平成26)年度
- 釧路市公共施設等保全計画 2015(平成27)年度
- 釧路市地方拠点都市地域基本計画(協議会策定) 2009(平成21)年度
- 釧路市定住自立圏共生ビジョン 2010(平成22)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度